

都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 30 号

都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年都留市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。